



登録番号 EKCP-446810-T01

京セラ株式会社  
電子部品事業本部コネクタ事業部  
環境負荷物質ガイドライン

第 27 版

作成：2005 年 8 月 1 日

改訂：2024 年 7 月 1 日

## 【目 次】

はじめに	3
京セラ株式会社電子部品事業本部コネクタ事業部 環境安全方針	3
京セラ株式会社電子部品事業本部コネクタ事業部の「グリーン調達」活動	4
1.目的	5
2.適用範囲	5
3.用語の定義	5
4.お取引先様へのお願い事項	9
4.1 環境負荷物質非含有の証明	9
4.2 提出書類	11
4.2.1 提出書類	
4.2.2 提出時期	
4.3 製造工程における管理に関して	12
4.3.1 部材、資材／副資材の受入検査	
4.3.2 製造工程	
4.4 識別管理について	15
4.5 出荷検査について	15
4.6 記録の保管に関して	16
4.7 その他	16
5.環境負荷物質ガイドラインの内容に関するお問い合わせ	16
添付 1:環境負荷物質一覧	
添付 2:環境負荷物質ガイドライン 交付書(兼)受領書	
添付 3:環境負荷物質不使用証明書	
添付 4:購入部品、資材、副資材リスト	
添付 5:めっきに含まれる RoHS 指令規制物質の管理	
添付 6:主な対象法規一覧	

## はじめに

京セラは創業以来、「敬天愛人」の社是のもと、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」を経営の理念として、企業活動を行っております。

京セラ並びに国内外関連会社は、この経営姿勢に基づき、太陽電池をはじめとする、地球環境に貢献する製品の開発・実用化を推進すると同時に、工場においては自然環境破壊や生態系への影響を低減することを目指した環境管理に取り組むなど、環境保護活動を積極的に推進して参りました。

1998年、京セラは、製品に関わる環境影響の低減をより一層推進するには、製品に組み込む部品をはじめ、使用する材料などの調達に伴う環境影響の低減を図る必要があるとの判断から、8月より環境に配慮された購入品の選定と調達を行う「グリーン調達」の取り組みを開始し、同年12月には、グリーン調達に関する考え方や、グリーン調達の実施に伴うお願い事項などについて、「京セラグリーン調達ガイドライン」としてまとめ、お取引先様のご理解と、ご協力を得て、活動を推進して参りました。

また、2008年より開始した「グリーンサプライヤー制度」では、環境負荷物質管理活動に対する京セラの考え方をご理解いただけたものと考えます。

その後、従来から運用して参りました「京セラグリーン調達ガイドライン」を2つに分け、グリーン調達を推進する際の製品スペックの基準を定めた「京セラ環境負荷物質ガイドライン」と、京セラが考える環境保護活動の指針を記述した「京セラ環境保護活動ガイドライン(お取引先様用)」を各々制定し、現在に至っております。

昨今、環境への取り組みに関する法的規制、あるいは社会的要請がますます強まっておりますが、これらの要求に対応していくためには、お取引先様のご協力なくしては困難であります。

主旨をご理解頂き、京セラの「グリーン調達」活動へのご協力を頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

## 京セラグループ環境安全方針

京セラは創業以来、敬天愛人の社是のもと、全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類社会の進歩発展に貢献することを経営理念とし、環境安全に関する法令、当社の同意した事項および自主基準を遵守するとともに、これまで培ってきた技術やノウハウを生かし、様々なステークホルダーとのコミュニケーション、社会貢献活動への参画、支援を通じ社会課題の解決に向けた挑戦を続けてまいります。

### 1. 従業員の安全確保・健康増進

- ・ 全従業員が安全で安心して働ける職場の実現に向けて、事業活動に関わる全ての人が、全員参加で活動を行う企業風土をつくります。
- ・ リスクアセスメントを実施し、危険源の除去および労働安全衛生リスクを低減することにより、事故災害の防止をはかります。
- ・ 心身の健康増進をはかり、従業員が健康で働きがいを感じ、能力を最大限発揮できる労働環境をつくります。

### 2. 持続可能な社会への貢献

- ・ 地球環境の改善に貢献する商品や、製品のライフサイクルを通して環境負荷を低減した商品の研究・開発および普及・拡大をはかります。
- ・ バリューチェーン全体で温室効果ガス排出量を抑制し、脱炭素社会の実現に貢献します。
- ・ 資源をより効率的に使用することで、循環型社会の実現に貢献します。
- ・ すべての工程における化学物質の適正管理により、環境汚染の防止に努めます。
- ・ 自然環境への負荷を極小化し、守り育てるこことにより、生物多様性保全を促進します。

### 3. 環境安全マネジメントシステムの運用

- ・ 事業活動にあたり、マネジメントシステムの運用を通じて、経営理念を基本とした環境安全に関する取り組みを積極的に推進し、環境安全パフォーマンスの継続的な改善を行います。

## **京セラ株式会社電子部品事業本部コネクタ事業部の「グリーン調達」活動**

京セラ株式会社電子部品事業本部コネクタ事業部では、環境に配慮した資材/副資材の調達に努めるとともに、お取引先様へは、「環境負荷物質ガイドライン」に基づく協力をお願いしています。

「環境負荷物質ガイドライン」では、以下の3点を定めて活動を進めています。

### **1. グリーン調達の基本的な考え方**

京セラ株式会社電子部品事業本部コネクタ事業部では、「製造、流通、使用、廃棄の各段階における環境影響を低減した購入仕様の決定や購入品の選定・調達」の考え方方に則った購入と使用に努めています。

### **2. お取引先様の環境保護活動状況の調査及び環境監査**

お取引先様については、定期的に ISO14001 取得状況、環境管理状況等について調査を行います。調査の結果、環境管理に改善を要すると思われるお取引先様については、その結果に応じた環境に関する要請事項を配布し、また必要に応じて環境監査を実施します。

### **3. 購入品に含まれる化学物質の管理**

製品、部品、部材、梱包材、資材/副資材の全ての購入品について、SDS、ICP、JAPIA 統一シート、IMDS、CAMDS、chemSHERPA などの環境資料及び環境負荷物質不使用証明書の入手等の手段を講じて含有化学物質の確認を行い、使用禁止物質が含有されてない製品の購入に徹します。

## 1.目的

弊社では、「環境保護活動に積極的に取り組むお取引先様から、環境負荷の少ない製品・サービスを調達すること」をグリーン調達と考えています。そのために、お取引先様の環境保護活動状況、ならびに購入させていただく調達品の環境配慮状況の調査をさせていただき、地球環境保護に積極的な取組みを行っているお取引先様から優先的に購入を進めていきたいと考えています。

本ガイドラインを運用することにより、コネクタ事業部は地球環境の改善に貢献する製品ならびに製品の製造・販売・流通・使用・廃棄の各段階における環境負荷を出来る限り低減した製品を世の中に提供したいと考えています。また、「製品含有化学物質不適合ゼロ」を目標としています。

お取引先様におかれましては、本ガイドラインに基づく積極的なご協力をお願いいたします。

## 2.適用範囲

弊社コネクタ事業部から発注されるコネクタの部材、部品、組立品、及びそれらを製造する工程で製品に直接触れる可能性のある資材/副資材を管理の対象とします。(資材・副資材の詳細は 3.用語の定義 2)資材/副資材を参照のこと)

但し、資材/副資材に関しては、出荷する部材、部品、及び組立品に残留する可能性があるものを対象と致し、工程で洗浄その他により取り除かれる資材/副資材は管理の対象外と致します。

## 3.用語の定義

### 1) 環境負荷物質一覧<添付 1>

#### a) 含有禁止物質:G-1~

部品・製品に含有があつてはならない物質。又、G-16 オゾン層破壊物質(HCFC も含む)、及び※印は、製造工程での使用も禁止。(冷媒又は、消火用途は対象外)

#### b) 全廃対象物質:Z-1~

全廃する期限を過ぎて部品・製品に含有してはならない物質。

ただし、代替材料において技術確立が可能となった場合は期限を待たずに使用禁止とする。代替技術が無く、法規制の規定により除外や例外が認められた場合は期限を見直す。

#### c) 管理物質 :K-1~

含有量を把握・管理しなければならない物質

#### d) 報告物質 :R-1~

製品に含有・付着する可能性のある場合、含有量を把握・管理・報告しなければならない物質

#### e) 意図的な使用

成分として加える基本原材料、ならびに性能・機能を目的のものにするために、及び工程中に工程条件等を維持するために、製造者が意識して添加し、もしくは添加された材料を使用することを指す。

#### f) 含有

以下の場合を「含有」として扱う。

- ① 意図的であるか否かを問わず、部品・材料・製品中に成分・内容物として化学物質が含まれている場合
- ② 生産工程中において工程条件、品質等の維持のため添加され、部品・材料・製品中に含まれている場合

② 生産工程で使用され最終製品あるいは部品・材料・製品に残留または付着する場合

天然素材中に含有される化学物質や工業的な精製過程において残ってしまうもの(不純物)が含まれている場合も含有していると解釈します。但し、含有している事で、国内・海外の法規制上問題になる場合を除いて、技術的に予測できる値がない場合や含有量の情報がない場合には含有しないとみなします。

g) 不純物

以下の場合を「不純物」として扱う。

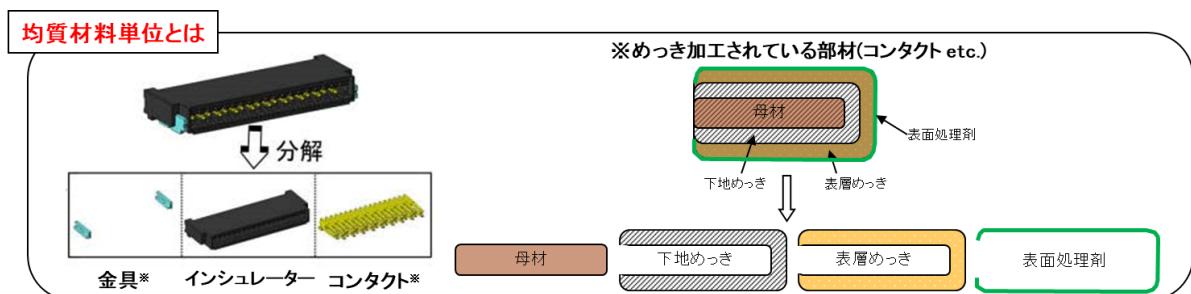
- ① 天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で既存技術により除去しきれない化学物質
- ② 化学的合成反応の過程で生じ、既存技術により除去しきれない化学物質

h) 部位(使用部位)

化学物質を含有する「均質とみなせる材料単位」を指す。

なお、使用部位とは部品の構成部位の中で、調査対象化学物質を含有している部位を指す。

【部位名の表示例】:コネクタ



i) 閾値

含有濃度の境界値を指す。

RoHS 指令で定める 6 種の含有禁止物質に関して、意図的に含有する場合を除いて、以下を含有の規定値とします。

尚、弊社のお取引先ユーザー様が下記規定値に対し別途数値設定をされている場合は、当該ユーザー様要求を優先致します。

物質名	有機物 (プラスチック・塗料・インキ)	無機物 (金属類・その他)
1.カドミウム及びその化合物	5ppm 未満	80ppm 未満
2.鉛及びその化合物(*1)	50ppm 未満	800ppm 未満
3.水銀及びその化合物	100ppm 未満	800ppm 未満
4.六価クロム化合物	100ppm 未満	800ppm 未満 0.1 $\mu$ g/cm <sup>2</sup> 未満(*2)
5.PBB 類	100 ppm 未満	300 ppm 未満
6.PBDE 類	100 ppm 未満	300 ppm 未満

\* PBDE 類の各物質単独での規定値は 10ppm 未満とします。

(\*2)吸収光度法による六価クロム濃度

弊社が図面にて指定する材料のうち、鉛が意図的に使用されていることが確認できる合金(快削黄銅

棒等)については、以下を含有の許容濃度とします。

(\*1)各種合金の許容濃度

合金の種類	鉛含有許容濃度
鋼材	0.35wt%以下
アルミニウム合金	0.4wt%以下
銅合金(真鍮、りん青銅を含む)	4wt%以下

ハロゲンフリーを要求された場合、2種の物質に関して以下を含有の規定値とします。

尚、弊社のお取引先ユーザー様が下記規定値に対し別途数値設定をされている場合は、当該ユーザー様要求を優先致します。

物質名	規定値
1.臭素	700ppm 未満
2.塩素	700ppm 未満
3.臭素+塩素	1300ppm 未満

尚、XRF測定にてスクリーニング検査を実施する場合、以下の条件を満足すること  
<条件>

- ①XRF測定の誤差(精度)を考慮して、管理方法(測定方法、管理値、頻度)などを決定する事
- ②精密分析の規格値を絶対に超えないように管理方法を設定すること
- ③上記で設定した管理方法などの根拠資料を残して、問題ない事を証明できること

※誤差には、装置自体の誤差、測定者による誤差、測定環境による誤差などを考慮に入れる事  
また、測定結果が管理値を超えた場合、精密検査の実施をお願い致します。

### フタル酸エステル類

2019年7月22日から欧州RoHS指令にてフタル酸エステル系物質の4物質(DEHP、DIBP、DBP、BBP)が禁止物質として、新規追加されています。

4種類のフタル酸エステル類(DEHP、DIBP、DBP、BBP)のうち一つ以上を均質材料中で0.1wt%を超えて含有している製品の輸入、販売を禁止します。フタル酸エステル類は長時間触れることや、圧力で転写する事があるため、従来のRoHS規制6物質と同等の考えでは誤って付着する可能性があることから、含有する物質を工程から排除するよう管理をお願い致します。工程からの排除が出来ない場合は、300ppm未満での管理をお願い致します。

物質名	規定値	CAS No.	名称
DEHP	0.1wt%未満	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) フタル酸ジニエチルヘキシル
DIBP	0.1wt%未満	84-69-5	フタル酸ジソブチル
DBP	0.1wt%未満	84-74-2	フタル酸ジブチル
BBP	0.1wt%未満	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル

ベリリウムの使用規制を要求された場合、以下を含有の規定値とします。

物質名	規定値
ベリリウム	1000ppm 未満

三酸化アンチモンの使用規制を要求された場合、以下を含有の規定値とします。

物質名	規定値
三酸化アンチモン	700ppm 未満

## 2) 資材/副資材

資材/副資材は下記の物品とし、環境負荷物質管理対応品もしくは非対応品かを識別をして表示をして下さい。

- a) めっき工程で使用する液(処理液を含む)
- b) 設備冶具で直接部品・製品に接触する箇所の材料及び部品(例:吸着ノズル、搬送レーン等)
- c) 設備の稼働・清掃メンテナンス時に使用するオイル・離型剤・洗浄剤・薬剤等
- d) 成形材料、プレス材料
- e) 電線
- f) 再生材、リサイクル材
- g) マーキングインキ等
- h) 塗料
- i) 接着剤等
- j) 梱包材料
- k) その他製造工程で製品に直接触れる可能性のあるもの(例:グリーンマット、指サック等)
- l) 製品の一部として使用する部品を自社で調達する場合はその部品(例:ナット、ビス等)
- m) はんだ付けに使用されるフラックス及び洗浄剤

## 3) 精密分析

「環境負荷物質一覧」<添付1>の「※」の附された物質の含有量を証明するための正確な定量を目的とした分析。分析方法に付いては表1を参照下さい。なお、分析については、ISO/IEC17025 を認証取得された第三者分析機関での精密分析をお願い致します。(例:SGS 社、TUV SUD 社、IAS 社等)

表1

対象元素	関連規格	測定方法
カドミウム 鉛、水銀、 ※総クロム	IEC62321 EN13346:2000 US EPA 3052/3050B	誘導結合プラズマ発光分光分析法[ICP-AES(ICP-OES)] 原子吸光分析法(AAS) 誘導結合プラズマ質量分析法(ICP-MS)
※六価クロム	IEC:62321	ジフェニルカルバジド吸光光度法(UV-VIS)
PBB/PBDE	IEC:62321	GC-MS 測定法
臭素・塩素	IEC:62321-3-2 EN14582、ASTM D7359	IC 測定法
※アンチモン	EPA3052、IEC:62321	誘導結合プラズマ発光分光分析法[ICP-AES(ICP-OES)]
フタル酸エステル類	IEC:62321、EPA8061A	GC-MS 測定法
※ベリリウム	IEC:62321 US EPA 3052/3050B	誘導結合プラズマ発光分光分析法[ICP-AES(ICP-OES)]
※ベンゼン	IEC:62321	溶剤抽出、GC-MS または HPLC-MS による分析
※有機塩素系溶剤	IEC:62321	溶剤抽出、GC-MS または HPLC-MS による分析または合計塩素には EN14582
※n-ヘキサン	IEC:62321	溶剤抽出、GC-MS または HPLC-MS による分析
※N-メチルピロリドン (NMP)	IEC:62321	溶剤抽出、GC-MS または HPLC-MS による分析
※トルエン	IEC:62321	溶剤抽出、GC-MS または HPLC-MS による分析
※臭化 n-プロピル(nPB)	IEC:62321	溶剤抽出、GC-MS または HPLC-MS による分析または合計臭素には EN14582

- ※ :六価クロムの含有量の計測を目的とするが、総クロムで計測し、その量が六価クロムの基準値を超えない事を確認する事で六価クロムが基準値を超えてない事を保証する。
- ※ 一部客先によりベリリウム、アンチモン分析を実施して頂く可能性がございます。
- ※ 一部客先の要求により洗浄剤、油性洗浄剤、離型剤の購入先様には（有機塩素化溶剤、nヘキサン、ベンゼン、トルエン、NMP、nPB）の精密分析を実施して頂く可能性がございます。

また、調査対象化学物質の検出限界を以下に示します。使用する分析装置が検出限界を満足出来ない場合は、事前連絡をお願いします。

・カドミウム、鉛、水銀	2ppm 未満
・六価クロム	8ppm 未満
・PBB, PBDE	5ppm 未満
・フタル酸エステル類	50ppm 未満
・ハロゲン(塩素、臭素)	50ppm 未満
・アンチモン	2ppm 未満

#### 4. お取引先様へのお願い事項

グリーン調達を進めるためには、お取引先様のご理解とご協力が必要です。具体的には 4.1 項から 4.7 項に記載したお願いをさせて頂きます。

##### 4.1 環境負荷物質非含有の証明

弊社へ納入いただく部材とそれらを製造する工程、及びコネクタの部品及び製品を製造する工程で使用される資材/副資材には、環境負荷物質が含有されていない事を以下の手順で検証して下さい。

資材/副資材の SDS データは、常に最新版管理をして下さい。SDS データは最低でも半年に1回見直して下さい。見直した結果、SDS データに改訂がある場合は改訂した段階で弊社に送付して下さい。ご連絡が無い場合は、改訂無しとして判断させて頂きます。分析データは分析開始日を基準として年 1 回更新し、提出して下さい。**分析期間に時間がかかる事によって1年超とならないように注意してください。** 分析データを確認(更新)出来ない場合は、分析データを更新しない旨の見解書を入手した上で、この対応が出来ない旨を通知して下さい。分析データを更新しない旨の見解書については、見解書に記載の日付を基準として、年1回更新し、提出して下さい。

##### 1. カドミウム、鉛、水銀、六価クロム

自社で調達する部材、部品、組立品、及びそれらを製造する工程で使用される資材/副資材に関して、カドミウム、鉛、水銀、及び六価クロムの含有が規定値以下である事を定量分析により検証して下さい。

尚、分析データの注意事項として「前処理方法及び測定方法の記載があること」「完全溶解の記載があること」「分析フローがあること」「有効期限が測定開始日を基準として 1 年以内のデータであること」の確認を行って下さい。

##### 2. PBB 類及び PBDE 類

金属材料以外の自社で調達する部材、部品、組立品、及びそれらを製造する工程で使用される資材/副資材に関して、PBB 類及び PBDE 類の含有が規定値以下である事を定量分析により検証して下さい。

尚、分析データの注意事項として「前処理方法及び測定方法の記載があること」「完全溶解の記載があること」「分析フローがあること」「有効期限が測定開始日を基準として 1 年以内のデータであること」

の確認を行って下さい。

金属材料は、自社で調達する部材、部品、組立品、及びそれらを製造する工程で使用される資材/副資材について、添付 3 の書式を使用して環境負荷物質不使用証明書を入手して下さい。部材及び資材/副資材のメーカーから入手された環境負荷物質不使用証明書をもって、PBB 類及び PBDE 類が含有されてない事のエビデンスとします。PBB 類及び PBDE 類に関しては、通常、上述の通り部材、部品、組立品、及びそれらを製造する工程で使用される資材/副資材のメーカーから入手された環境負荷物質不使用証明書をもって、PBB 類及び PBDE 類が含有されてない事のエビデンスとしますが、弊社の顧客からの特別要求により GC-MS 測定法による計測が求められる事がありますので、弊社より特別に計測をお願いした場合は対応して下さい。

#### 3.4 種類のフタル酸エステル類(DEHP、DIBP、DBP、BBP)

2019年7月22日から欧州RoHS指令にてフタル酸エステル系物質の4物質(DEHP、DIBP、DBP、BBP)が禁止物質として、新規追加されます。自社で調達する部材、部品、組立品、及びそれらを製造する工程で使用される資材/副資材に関して、フタル酸エステル類(DEHP、DIBP、DBP、BBP)の含有が規定値以下である事を定量分析により検証して下さい。

尚、分析データの注意事項として「前処理方法及び測定方法の記載があること」「完全溶解の記載があること」「分析フローがあること」「有効期限が測定開始日を基準として1年以内のデータであること」の確認を行って下さい。

#### 4. 顧客要求による分析

一部客先の要求によってはベリリウム、アンチモン、有機塩素化溶剤、nヘキサン、ベンゼン、トルエン、N-メチルピロリドン、臭化n-プロピル、**ハロゲン物質（フッ素、塩素、臭素等）**の精密分析を実施して頂く可能性があります。

#### 5.カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、PBB 類、PBDE 類以外の環境負荷物質

添付1に示す環境負荷物質の内、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、PBB 類、PBDE 類以外の環境負荷物質に関しては、環境負荷物質不使用証明書により非含有である事を検証して下さい。また、弊社の顧客から特別要求により計測が求められる事がありますので、弊社より特別に計測をお願いした場合は対応をして下さい。

#### 6.REACH 規則 高懸念物質(SVHC)

REACH 規則で高懸念物質(SVHC)に上げられた物質は、検証の対象となる部材及び資材/副資材をJAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)発行の chemSHERPA の書式を使用して REACH 規則高懸念物質(SVHC)の含有調査を実施し、含有有無を確認して下さい。弊社の顧客から顧客独自フォーマットでの調査を要求される事がありますので、弊社より特別に顧客独自フォーマットでの調査をお願いした場合は対応をして下さい。(chemSHERPA):<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>

#### 7.その他、環境負荷物質調査資料

一般社団法人日本自動車工業会(JAMA)/日本自動車部品工業会(JAPIA)、International Material Data System(IMDS)、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)等の各協議会や団体が発行する指定フォーム及び顧客独自フォーマットでの環境負荷物質調査を求められることがありますので、調査のお願いをした場合は対応をして下さい。

一般社団法人日本自動車工業会(JAMA):<http://www.jama.or.jp/>

日本自動車部品工業会(JAPIA):<http://www.japia.or.jp/>

International Material Data System(IMDS) : <http://www.mdsystem.com/magnoliaPublic/ja/public.html>  
アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP) : <http://www.jamp-info.com/>

## 4.2 提出書類

### 4.2.1 提出書類

#### 1. 購入部品、資材、副資材リスト

部品の製造、及び製品の組立を行うお取引先さまは、製造工程で使用されている購入部品、資材/副資材を「購入部品、資材、副資材リスト<添付4>」に記入してご提出下さい。当リストに記載される購入部品、資材、副資材は4.1項で検証する事が必要な対象の購入部品、資材、副資材となります。

#### 2. 環境負荷物質不使用証明書

4.1項で検証された結果に基づいて<添付3>の書式を使用して環境負荷物質不使用証明書を提出して下さい。この証明書の提出により、弊社及び弊社の指定する納入先に納入される部材、及び各お取引先さまが購入する部材、資材/副資材に環境負荷物質が含有されてない事を、各お取引先さまが保証して頂いている根拠として使用します。

#### 3. 定量分析結果

4.1項で検証を行った中でカドミウム、鉛、水銀、六価クロム、PBB類、PBDE類、フタル酸エステル類に関する測定結果を提出して下さい。測定方法については、「3項用語の定義 3)精密分析の表1」を参照して頂き、記載されている前処理方法、測定方法に合致した測定結果を提出してください。

#### 4. SDSデータ(旧:MSDS)

4.1項で検証を行った中でSDS(“Safety Data Sheet”、日本語では「安全データシート」)を提出して下さい。SDSデータは化学製品(化学物質を使った製品)の性質を正しく理解し、安全に取り扱いたくために、化学製品に含まれる物質、人や環境へ与える影響、取り扱い上の注意などを記載した『化学製品の取り扱い説明書』のことを言います。通常SDSデータの内容に変更が無い限りは改定されませんが、半年に1回見直して頂き、改定がある場合は即時に弊社へ提出して下さい。

#### 5.REACH規則 高懸念物質(SVHC)に関する調査

部品の製造、及び製品の組立を行うお取引先さまは、部品、製品に使用する資材、製造工程で使用し、製品に付着する可能性のある購入部品、資材、副資材についてREACH規則 高懸念物質(SVHC)調査を実施してください。調査フォーマットはアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が発行しているchemSHERPAとします。(4.1項 環境負荷物質非含有の証明に掲載されているURLよりフォーマット入手して下さい。)

#### 6.その他、環境負荷物質調査書

部品の製造、及び製品の組立を行うお取引先さまは、弊社より要求があった場合は、部品、製品に使用する資材、製造工程で使用される資材、部品、製品、製品に含有する可能性のある副資材について、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)、一般社団法人日本自動車工業会(JAMA)/日本自動車部

品工業会(JAPIA)、International Material Data System(IMDS)等の各協議会や団体が発行する指定フォーム、または顧客独自フォーマットでの調査結果を提出下さい。(4.1項 環境負荷物質非含有の証明に掲載されているURLよりフォーマットを入手して下さい。)

#### 4.2.2 提出時期

##### 1. お取引開始前

弊社とお取引をして頂く場合は、お取引に先立って4.2.1項に示す書類を提出して頂きます。

##### 2. 既にお取引して頂いている場合の提出時期

弊社の主幹部門で4.2.1項に示す書類の有無の確認を行い、未提出の場合は、都度提出をお願い致しますので、提出して下さい。

##### 3. 定期的な提出

一度提出して頂いた4.2.1項の提出書類のうち、購入部品、資材、副資材リスト、環境負荷物質不使用証明書、定量分析結果の有効期限は1年を原則とします。提出後、1年を経過する前に4.1項による検証を再度行った上で4.2.1項の提出書類を更新して下さい。

REACH規則 高懸念物質(SVHC)に関する調査については、調査対象物質が追加され、調査結果の提出、確認が必要な場合、再度提出依頼をさせて頂きますので、予め調査をして頂き、調査結果を保管して頂きますようお願い致します。

##### 4. お取引先さまの製造工程で使用されている資材/副資材を変更する場合

提出して頂いている「購入部品、資材、副資材リスト」の内容が変更になる場合は、変更に先立って弊社に取引先品質管理規定に従い、変更申請書を提出して変更に対する承認手続を行って下さい。

承認手続の過程で、変更される資材/副資材に環境負荷物質が含有されてない事の証明が求められますので、4.1項による検証を再度行った上で4.2.1項の提出書類を提出して下さい。

##### 5. 京セラ株式会社電子部品事業本部コネクタ事業部環境負荷物質ガイドラインに改訂があった場合

法令、社会環境、弊社のお客様の要求内容等の変更により本ガイドライン（京セラ株式会社電子部品事業本部コネクタ事業部環境負荷物質ガイドライン）が改訂になる事があります。改訂となった場合は、改訂版を配布すると同時に改訂となった部材、資材/副資材に関して、改訂に伴った必要事項のお願いをしますので、対応を行って下さい。要求する対応内容が、本基準書に沿った管理以外の事項である場合は、別途協議とします。

#### 4.3 製造工程における管理について

##### 4.3.1 原材料、資材/副資材の受入検査及び材料の払出し、保管

###### 1. 受入検査手順

- ・ 原材料の受入検査においては、図面に示す材料名と現品票が一致している事を確認して下さい。  
又、RoHS指令の適合に関して、ICPデータ又は納入された材料に添付されている保証データにより、基準を満足する事を確認して合格として下さい。

- ・ ICPデータでは型番、承認者印、分析日(分析開始日を基準として1年以内の有効期限である事を確認)が記載されているデータの合否を確認して下さい。  
合格となった原材料は「RoHS適合」のラベル、又は捺印で識別して下さい。
- ・ 資材/副資材の受入検査においては、既に環境負荷物質が含有されてない事が確認されて弊社に提出されている「使用資材/副資材リスト」と照合して、同一の資材/副資材である事を確認して下さい。
- ・ 部材の受入検査においては、現品票と型番が一致している事を確認してください。
- ・ 原材料の受入においては、「原材料受入前の品置場」「原材料合格品置場」等の表示をして置き場所を区別して下さい。
- ・ 受入検査結果を一覧表に纏めて、状況が常に把握出来るようにして下さい。
- ・ 顧客からの特別要求により、原材料、資材、副資材についてXRF測定を求められる事がありますので弊社より特別に測定をお願いした場合は対応をして下さい。測定物質及び規定値は、3.用語の定義を確認してください。

## 2. 受入検査で発見された不適合の処置

- ・ 原材料の受入検査において、図面に示す材料と異なる原材料であった場合は、不適合品として入庫を拒否して下さい。同時に弊社コネクタ事業部へ報告して下さい。
- ・ 購入部品、資材、副資材の受入検査において、「購入部品、資材、副資材リスト」に記載されてない購入部品、資材、副資材が発見された場合は、入庫を拒否するか弊社製品及び弊社製造工程に使用されないように確実に識別をして下さい。
- ・ 顧客からの特別要求により、原材料、資材、副資材についてのXRF測定を実施し、結果が規定値以上の含有であった場合は、不適合品として入庫を拒否して下さい。同時に弊社コネクタ事業部へ報告して下さい。

## 3. 原材料、資材/副資材の払出し

- ・ 同製造ロット内で複数入庫日がある場合、入庫日毎に保管してください。保管は製造ロット毎の保管として下さい。
- ・ 入庫時には帳票に入庫日と製造ロットを記録し、入庫した材料にも入庫日と製造ロットが分るように表示又は捺印で識別してください。
- ・ 出庫は、製造ロットの古い方から出庫し、帳票に出庫日と入庫日/製造ロットが分るように記録してください。
- ・ 上記の帳票は1つの帳票とし、出入庫記録が容易に確認できるようにし、先入れ先出しの管理を確実にしてください。
- ・ 原材料については、受入した数量、工程での使用量の管理をお願い致します。(受入数量、投入量・原材料の残量等)

## 4. 原材料、資材/副資材の保管

- ・ 原材料、資材/副資材の保管はRoHSの適合品である事を明記して保管して下さい。有鉛めっきの材料を保管する場合は、「RoHS非適合品(有鉛品)」と表示して在庫して下さい。

- ・材料が小出しで出庫された場合も、残された保管在庫品にも必ず「RoHS適合」、「RoHS非適合(有鉛品)」の表示をしておくようにして下さい。  
ハロゲンフリー品については、ハロゲンフリー品である事を明記して保管してください。
- 材料が小出しで出庫された場合も、残された保管在庫品にも必ず「ハロゲンフリー品(HF)」の表示をしておくようにして下さい。
- その他、環境負荷物質の管理に関して、弊社より特別に要求された物質については、その指示に従い、識別管理を徹底して下さい。

#### 4.3.2 製造工程

##### 1. 製造工程の管理

- ・製造工程では、環境負荷物質が含有されて無い事が確認されている資材/副資材を使用するように管理して下さい。
- ・同じ建物内に環境負荷物質管理対応品と非適合品が保管されている場合は置き場所、表示等により確実に分離し、混入しないように管理して下さい。
- ・同じ建物内に、弊社の製品以外が製造されている場合は、置き場所、表示等により弊社製品と確実に分離し、弊社製品と接触しないように管理して下さい。また、資材/副資材などを経由して環境負荷物質が混入しないように管理して下さい。
- ・各工程では、以下について注意と管理を行ってください。

工程	注意事項	懸念される問題	管理
成形	弊社の製品以外に使用する材料で成型を行った後、弊社の製品を成形する場合。	ホッパーから金型までの成形材の通路に残った材料中の禁止物質が弊社の製品に混入する可能性がある。	他社製品から弊社製品へと成形を切替えた時は前の成形材の影響が無くなるまでの間の成形品は廃棄して下さい。
プレス	弊社の製品以外で使用する材料でプレスを行った場合。	使用する材料間違いにより、材料中の禁止物質が弊社の製品に混入する可能性がある。	使用する材料と弊社図面に記載の材料型式を確認した上で生産を行い、使用材料間違いの防止を行って下さい。
めっき	めっき工程で使用するアノードチップ投入間違いにより、禁止物質が混入する可能性がある。	アノードチップの形状をそれぞれ変えることで、目視による識別ができ、有害物質の混入防止になります。	
組立	有鉛品の組立を行った後、無鉛品の組立を行う場合。	有鉛品に含まれる鉛が組立機に付着し、その鉛が無鉛品に付着する可能性がある。	組立を有鉛品から無鉛品に変更する場合、コンタクトが接触する場所の清掃を行い、影響を極力抑えて下さい。

\*めっき工程の液管理に関しては、管理に関する注意事項、依頼事項を「<添付5>めっきに含まれるRoHS指令規制物質の管理」に記載します。

##### 2. 製造工程で異常が発見された場合の処置

製造工程中に環境負荷物質に関する異常が発見された場合は、「取引先品質管理規定(EBQ9)」に従つ

て処置をして下さい。尚、「取引先品質管理規定(EBQ9)」が配布されてない場合は、弊社コネクタ事業部へ請求して頂ければ配布します。

#### 4.4 識別管理について

原材料、副資材、部品、製品、梱包状態までのあらゆる工程で、RoHS適合品と非適合品は置き場及び置き場の表示により識別する事に加えて「RoHS適合品」である事を原材料、副資材、部品及び製品にラベル添付又は捺印を行い、識別をより確かなものとして下さい。

ハロゲンフリー製品を取り扱う場合は、RoHS適合品と非適合品とは別に、ハロゲンフリー品の置場及び置場表示により識別する事に加えて「ハロゲンフリー品(HF)」である事を原材料、部品及び製品にラベル添付又は捺印を行い、識別をより確かなものとして下さい。その他、環境負荷物質の管理に関して、弊社より特別に要求された物質については、その指示に従い、識別管理を徹底して下さい。

#### 4.5 出荷検査について

- ・出荷検査記録(最終検査報告書)の検査項目にRoHSの項目及びRoHSの基準が設定され、RoHSに対する判定を記載して下さい。  
RoHS非適合品に対しては、「RoHS非適合品」と表示して下さい。
- ・顧客からの特別要求により、出荷する部材、部品、組立品について分析データの提出を求められる事がありますので、弊社より特別に測定をお願いした場合は対応して下さい。測定物質及び規定値は、  
3.用語の定義を確認してください。測定結果が弊社要求を満足できなかった場合は、不適合品として出荷を停止して下さい。同時に弊社コネクタ事業部へ報告して下さい。

#### 4.6 記録の保管に関して

1. 以下の記録は、品質記録として11年以上保管して下さい。
  - 1) 4.2項で弊社コネクタ事業部に提出した書類
  - 2) 受入検査、及び工程で発見された異常の処置の記録
  - 3) その他別途弊社コネクタ事業部よりお願いする記録  
例:環境負荷物質管理に関する教育記録、この環境負荷物質ガイドラインの情報伝達に関する記録、検査者の認定記録、めっきの工程管理に関する記録(<添付5>めっきに含まれるRoHS指令規制物質の管理)
2. 記録は以下の管理を行って下さい。
  - 1) 見出し等を付けて必要な時に容易に取り出せるようにする。
  - 2) 電子メディアで保管する場合は、容易に破損しないようにバックアップをとる。

#### 4.7 その他

##### 1. 環境管理責任者の届出

環境負荷物質管理に関する情報の窓口担当及び運営管理責任者を決め、弊社のコネクタ事業部の担当に届け出て下さい。

##### 2. 二次お取引先様への伝達

#### (1)お取引先様が製造者の場合

お取引先様が納入する物品を製造するために調達する部品・材料の製造者や加工依頼する二次加工先に対して、このガイドラインに準じて環境負荷物質管理活動に取り組むよう指導し、要求事項を満たしていることを確認して下さい。また、必要な支援を行って頂くようお願いいたします。

#### (2)お取引先様が商社の場合

お取引先様が納入する物品の購入先の製造者に対して、このガイドラインを伝えて頂き、このガイドラインに沿った環境負荷物質管理活動に取り組むようご指導願います。また、購入先の製造者からガイドラインの充足状況に関する情報を収集して弊社にご提供頂きますようお願いいたします。

### 5. 環境負荷物質ガイドラインの内容に関するお問合せ

本ガイドラインに記載されている事項に関するご質問等は以下へお問合せ下さい。

問合せ先：電子部品事業本部 コネクタ事業部 技術部 技術管理課 担当 藤井 良春

TEL:045-611-1029 E-MAIL:[yoshiharu.fujii.cy@kyocera.jp](mailto:yoshiharu.fujii.cy@kyocera.jp)

### 改訂履歴表

事業部	コネクタ事業部	文書 名称	環境負荷物質ガイドライン	文書 番号	EKCP-446810-T01				
部門名	環境品質部門								
版数	改訂年月日	改 訂 内 容			承認	審査	作成		
1	2005/8/1	・新規制定			秦	/	天野		
2	2006/7/20	・「環境負荷物質管理手順」が7月1日付けで改訂された事による全面改訂			松岡	/	天野		
3	2006/9/20	・項目3.1にRoHSで規制する物質の管理基準値を追加			松岡	/	天野		
4	2007/4/20	・項目4.3.2項に成形及び組立における注意事項と管理方法の説明と追記			松岡	/	天野		
5	2008/7/1	・受領確認用紙を添付<添付6>			松岡	/	天野		

6	2008/8/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書名を京セラエルコグリーン調達ガイドラインから京セラエルコグリーン調達基準書に変更</li> <li>・3.用語の定義 2)資材/副資材に「識別をして表示する事」を追記</li> <li>・4.3.2.製造工程 1.製造工程の管理に「識別して表示する事」を追記</li> </ul>	松岡		天野
7	2008/9/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RoHS使用禁止物質含有の規定値を変更</li> </ul>	松岡		天野
8	2008/12/15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.用語の定義 d)製造工程中使用禁止物質を管理物質に変更</li> <li>・規定値を無機物と有機物の二つの表示に変更</li> </ul>	松岡		天野
9	2009/2/20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.用語の定義 禁止物質についての規定値の変更</li> </ul>	松岡		天野
10	2009/3/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.用語の定義 定量分析を詳細明記</li> <li>・含有禁止物質に「塩化コバルト」追加、他</li> </ul>	松岡		天野
11	2009/11/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.用語の定義 禁止物質についての規定値の変更</li> </ul>	松岡		天野
12	2010/2/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・含有禁止物質に「(G-44)から(G-50)」追加</li> <li>・全廃対象物質の全廃予定期日の見直し</li> </ul>	松岡	天野	佐藤
13	2010/6/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3. 用語の定義 「(G-32)オゾン層破壊物質(HCFCは除く)の製造工程での使用も禁止」を追記</li> <li>・含有禁止物質に「(G-51)から(G-54)」追加</li> <li>・(G-51)特定有機スズ化合物の追加に伴い、(G-5)ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)、(G-6)トリブチルスズ類(TBT類)トリフェニルスズ類(TPT類)を(G-51)へ集約したため、削除</li> <li>・アゾ染料・顔料一覧表を添付&lt;添付1-3&gt;</li> <li>・オゾン層破壊物質(モントリール議定書対象物質)一覧表を添付&lt;添付1-4&gt;</li> <li>・特定有機スズ化合物一覧表を添付&lt;添付1-5&gt;</li> <li>・ジブチルスズ化合物・ジオクチルスズ化合物一覧表を添付&lt;添付1-6&gt;</li> <li>3.用語の定義 ハロゲンフリーで規制する物質の管理基準値を追加</li> </ul>	松岡	天野	佐藤
14	2012/4/1	社名変更(新社名:京セラコネクタプロダクツ株式会社)に伴い、改訂	松岡	佐久間	佐藤

15	2012/7/1	<p><b>3.用語の定義</b></p> <p>1)環境負荷物質に報告物質を追加、鉛に関する除外項目を追加、ハロゲンフリー定義の見直し、XRF測定の規定値を追加</p> <p>2)資材/副資材に成形材料、プレス材料、電線、再生材、リサイクル材、塗料の追加</p> <p>3)定量分析に推奨分析機関の追加、アンチモン、フタル酸エステル類の分析方法を追加</p> <p>4.1環境負荷物質非含有の証明 REACH規則 高懸念物質(SVHC)の要求事項を追加 その他、環境負荷物質調査資料の要求事項を追加</p> <p>4.2提出資料 REACH規則 高懸念物質(SVHC)に関する調査要求事項を追加 その他、環境負荷物質調査資料に関する調査要求事項を追加</p> <p>4.3製造工程における管理について 1.受入検査手順にXRF測定に関する要求事項を追加、 2.受入検査で発見された不適合の処理に、XRF測定に関する要求事項を追加、3.原材料、資材/副資材の払い出しの内容を一部修正</p> <p>4.4.識別管理について ハロゲンフリー品の識別管理の要求事項を追加</p> <p>4.5.出荷検査について XRF測定に関する要求事項を追加</p> <p>4.6.記録の保管について 品質記録の保管期限を11年に変更</p>	松岡	佐久間	佐藤
16	2014/6/25	<p>文書体系見直しによる改訂 ・上位文書の文書番号変更に伴う番号変更</p> <p><b>3.用語の定義</b></p> <p>RoHS指令で定める6種の含有禁止物質の規定値変更</p> <p>1)環境負荷物質 XRF測定に関する文書変更 デンマークのフタル酸エステル類の規制追加</p> <p>4.1環境負荷物質非含有の証明 分析データ提出内容を一部修正</p> <p>4.3.2製造工程 1.製造工程の管理にプレス及びめっき工程を追記 5.京セラコネクタプロダクツグリーン調達基準書の内容に関するお問い合わせの変更</p>	松岡	佐久間	佐藤
17	2015/06/23	<p><b>3.用語の定義</b></p> <p>ベリリウムの規定値追加</p> <p>3)精密分析のベリリウムの測定方法追加 添付6:主な対象法規一覧の追加</p>	松岀	佐久間	佐藤
18	2015/12/08	<p><b>3.用語の定義</b></p> <p>三酸化アンチモンの規定値追加 環境負荷物質一覧の全廃対象物質のZ-1,Z-2を報告対象物質に変更。</p>	松岡	佐久間	佐藤

19	2016/04/21	<p>3.用語の定義 RoHS指令で定める6種の含有禁止物質の水銀、六価クロムの規定値の明確化。</p> <p>4.1環境負荷物質非含有の証明 MSDSデータに関して文書追記</p> <p>4.2提出書類 MSDSデータに関して文書追記</p>	松岡	澤田	佐藤
20	2017/1/11	<p>3.用語の定義 RoHS指令で定める6種の含有禁止物質のPBB,PBDEの規定値変更。 RoHS2追加によるフタル酸エステル類の文章一部変更。</p> <p>4.1環境負荷物質非含有の証明 3.4種類のフタル酸エステル類(DEHP、DIBP、DBP、BBP)の文章追加。</p> <p>4. ベリリウム、アンチモンの文章追加。</p>	松岡	北川	佐藤
21	2017/04/01	社名変更(新社名:京セラ株式会社電子部品事業本部コネクタ事業部環境負荷物質ガイドライン)に伴い、改訂	川本	川村	佐藤
22	2017/8/25	<p>京セラ統合に伴い本社ガイドラインに合わせて「環境憲章(抄)」を一部変更、「用語の定義」の e)~h) を追加。 環境エビデンスのMSDSをSDSに変更し、chemSHERPAを追加。</p> <p>4.2.提出書類 4.2.2提出時期の4変更する場合 「生産条件変更手続き」を「4M変更申請書」に変更。</p> <p>4.7その他 2.二次お取引先様への伝達 二次外注先の管理から変更・内容追加。</p>	川本	川村	佐久間
23	2018/4/20	<p>3.用語の定義 3)精密分析 に対象元素、前処理方法、測定方法を追加。また、「※ 一部客先の要求により洗浄剤、油性洗浄剤、離型剤の購入先には(有機塩素化溶剤、nヘキサン、ベンゼン、トルエン、NMP)の精密分析を実施して頂く可能性がございます。」文章追記。</p>	鷹尾	川村	佐藤
24	2018/11/20	<p>3.用語の定義 i)閾値 PBB,PBDEの閾値変更 3)精密分析 に「臭化n-プロピル(nPB)」の対象元素、前処理方法、測定方法を追加。</p> <p>4.1 環境負荷物質非含有の証明 6.REACH規則 高懸念物質(SVHC)の調査書式をAIS,MSDSplusからchemSHERPAに変更。</p> <p>4.2 提出書類 5.REACH規則 高懸念物質(SVHC)に関する調査をAIS,MSDSplusからchemSHERPAに変更。</p> <p>5.環境負荷物質ガイドラインの内容に関するお問合せ担当名及びE-MAIL変更 環境負荷物質一覧&lt;添付1&gt; ・含有禁止物質に「(G-203)から(G-223)」追加 ・全廃対象物質に「(Z-15)から(Z-21)」追加 ・REACH 第17次～第19次物質追加</p>	鷹尾	川村	石橋

承認	審査			作成	
25	2022/2/3	環境憲章(抄)を環境安全方針に変更、 AIS、MSDSplus、JGPSSIの削除、JAMAシートを JAPIA統一シートに変更 3.用語の定義：G-16オゾン層破壊物質(HCFCも含む) に変更、I)閾値 フタル酸エステル類の管理値300ppm未 満を追加 環境負荷物質一覧<添付1> ・含有禁止物質「(G-224)から(G-232)」追加、「(G-15)の 60-90-3 ⇒ 60-09-3」誤記訂正 ・REACH 第20次～第25次物質追加	柴田	山根 佐藤 佐久間	
26	2022/9/13	3.用語の定義 a)禁止物質に工程内でも使用禁止とする物質を追加 i)閾値にPBDE類の各物質単独で10ppm未満を追加 環境負荷物質一覧<添付1> ・G-223,G-230,G-234～238,K-95,R-175～176 追加	柴田	山根 佐藤 佐久間	
27	2024/7/1	京セラグループ環境安全方針の更新 3.用語の定義 1)環境負荷物質一覧<添付1> ・G-239～268,K-96,R-177～179 追加 ・工程内での使用も禁止する物質を追加 h)部位名の表示例に表面処理剤を追加 I)閾値の含有濃度の境界値を変更 六価クロム測定に吸光度法を追加 3)精密分析に検出限界を追加 4.顧客要求による分析にハロゲン物質を追加	中水流 貞徳 佐藤 藤井		